

SEAJ

会員総合窓口・環境関係窓口

ご担当者 各位

2018年2月18日

一般社団法人 日本半導体製造装置協会

RoHS 指令 Annex III・IV 適用除外用途  
カテゴリ 8&9 製品の用途延長申請調査

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

2011年に改正されたRoHS指令(2011/65/EU)では、特に期限が定められていないAnnex III(以下「附属書3」)収載の適用除外用途(Exemptions)は、カテゴリ1-7および10の製品について、2016年7月21日に有効期限満了を迎え、それ以降も必要な除外については、除外延長申請が要求されました。日本の電機・電子4団体及び関係する工業会は、米欧の関係工業会とも共有し、その後も必要とする除外について、延長を申請し、欧州委員会と交渉を続けました。その結果、ほとんどの除外について、改正RoHS指令下でカテゴリ1-7および10に認められる最長期間である、2021年7月21日5年間の除外更新が得られる見込みです。

しかしながら、指令の定めにより、有効期限の満了後も当該適用除外用途を必要とする場合には、満了の1年半前である2020年1月21日までに、再度、欧州委員会への除外延長申請が必要となっています。

また、カテゴリ8&9用のAnnex IV(以下「附属書4」)収載分についても、下記の日程を最長として、有効期限満了を迎えます。

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| - 特定のサブカテゴリに属さないカテゴリ8および9 | 2021年7月21日 |
| - 体外診断用カテゴリ8              | 2023年7月21日 |
| - 産業用カテゴリ9およびカテゴリ11       | 2024年7月21日 |

一番短い2021年を目標とし、附属書3の延長申請と同時に附属書4も更新申請の検討を開始いたします。

ご参考:認められている適用除外用途の一覧表

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02011L0065-20160715&from=EN>

医療・計測・分析・制御機器関連工業会連絡会では、本対応を行うにあたり、企業間もしくは他団体との作業の重複や混乱を最小限に抑えながら、実態に即した漏れのない適用除外追加申請の対応を行っていく為に、下記の通り、調査を行うこととしました。本調査はカテゴリ8&9製品の用途に限定して調査いたしますが、申請は電機電子4団体製品化学物質専門委員会 欧州化学品規制WGと連携して実施していく予定です。

何卒ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 回答対象となる除外用途

今回の調査の目的は、附属書 3・4 適用除外用途への日本業界の対応方針の決定の基礎資料として使用いたします。本調査ではカテゴリ 8&9 製品が使用しているすべての附属書 3・4 の適用除外用途についてご回答をお願いいたします。

本調査は複数の工業会様から発出されるため、会員企業様の中には複数団体から受信されることがあります。そのうちの 1 団体に対してご回答をいただき、それ以外の団体には、他団体を通じて回答した旨および回答した団体名をご回答ください。

上記の期限より早い段階で申請を個社に実施される内容があると思われます。その場合も記載時点で知り得る限りの情報のご記入をお願いいたします。

### 2. 依頼内容

別紙「カテゴリ 8&9 製品用 RoHS 改正指令 附属書3・4 延長申請要否事前調査」記入方法」の説明をご確認の上、調査回答用ファイル「3\_(YYYYMMDD)\_(回答会社名).xls」および「4\_(YYYYMMDD)\_(回答会社名).xls」にてご回答ください。

集計処理の都合上、行・列をフォーマットの途中で追加・削除しないでいただきますよう、お願いいたします。pdfファイルでご回答が必要な場合は、エクセルファイルも必ず同時に送付をお願いいたします。

**【注意】本調査はサプライチェーンに対して遡り調査を実施しないでください。**

### 3. 回答及び問合せ先:

(1) メール回答件名: カテゴリ 8&9 製品用 RoHS 適用除外事前調査回答 (回答会社名)

(2) 回答提出先 [info@seaj.or.jp](mailto:info@seaj.or.jp)

(3) 問合せ先 **SEAJ 事務局 杉坂・後藤**

### 4. 回答期限

**2018 年 4 月 18 日**までに上記まで回答してください

### 5. 調査後の対応

今回の調査結果を基に適用除外用途延長申請のための技術的検討の枠組み(Adhoc 等)を設けることの是非、適用除外用途に密接に関連する業界団体との協同などについて欧州 JBCE(在欧日系ビジネス協議会)とも協力して検討を行う予定です。また、頂いた調査結果から、活動にご参加されていない企業へ今後の活動への参加をお願いすることがございます。

### 6. 留意事項

適用除外用途の延長申請及びその後のロビーイングは、業界レベルの活動の他、何よりも関係する企業の積極的な参加が必要です。延長が認められるかどうかは最終的には企業の責任に属するものです。

## 7. 医療・計測・分析・制御機器関連工業会連絡会<sup>\*1</sup>について

医療・計測・分析・制御機器の業界団体9団体で構成され、主に製品環境規制について情報交換・セミナー開催などを行っています。

所属団体:

- (一社)日本医療機器産業連合会(JFMDA)
- (一社)日本電気計測器工業会(JEMIMA)
- 日本機械輸出組合(JMC)
- (一社)日本計量機器工業連合会(JMIF)
- (一社)日本検査機器工業会(JIMA)
- (一社)日本分析機器工業会(JAIMA)
- (一社)日本電気制御機器工業会(NECA)
- (一社)日本半導体製造装置協会(SEAJ)
- (一社)日本電機工業会(JEMA)

## 8. ご参考

電機電子4団体欧州化学品WGと連携して下記のような対応を実施しております。

### 【2016年除外更新において活動したRoHS除外Ad-hoc】

\*除外番号は検討開始時点のもの

1. ランプアドホック:除外4(f)(特殊ランプ中の水銀)をカバー(その他特殊ランプ除外として2(b)4、4(a)、4(e)が存在、但しカテゴリ8&9用途が多かったため、2016年見直し時には4団体では活動せず)
2. 合金アドホック:6(a)・6(b)・6(c)をカバー、但し6(b)のアルミ合金中の鉛については、日本メーカーにはほとんど影響しないことが判明したため、米欧業界横断プロジェクトで作成した最終申請書をエンドースせず。
3. はんだアドホック:7(a)(高融点はんだ)をカバー、15(フリップチップ中の鉛)については日本の実装メーカーは既に代替済とのことだったためウォッチングのみ。
4. 電子部品アドホック:7(c)-I および II の除外更新申請書作成。日本の部品メーカーは7(c)-IV は7(c)-Iの一部と認識するも、業界の混乱を避けるため、米欧業界横断プロジェクトで作成した最終申請書をエンドース。
5. ガラス・フィルタアドホック:13(a)および(b)をカバー。
6. カドミ接点アドホック(廃止):当初8(b)をカバーするも、検討過程において参加メンバーが、技術情報公開よりも代替を選ぶとしたためアドホックは廃止された。

以上